

## 3. 各種相談

### 久留米市役所 障害者福祉課・各総合支所 市民福祉課

福祉の中心的な実施機関として、補装具費の支給や、特別障害者手当の支給、施設への入所、ホームヘルパーの派遣等、日常生活上のいろいろな相談に応じて福祉サービスの提供を行います。また、各専門機関と連絡をとって各種福祉制度の窓口となります。  
困ったことなど何でも気軽にご相談ください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潨総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潨町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

### 福岡県障がい者更生相談所

主に18歳以上の身体障害者及び知的障害者を対象として、補装具の判定や身体障害者手帳の診断・認定、療育手帳の判定等を行っています。  
また、障害者に関する相談にも応じています。

問合せ先・手続窓口				
福岡県障がい者更生相談所	〒816-0804	春日市原町 3丁目 1-7	☎092-586-1055	FAX092-586-1065

### 久留米市幼児教育研究所

就学前のお子さまの発達に関して気になることや悩みに応じ、相談員や社会福祉士による電話相談・乳幼児相談、心理士・医師等による専門相談（心理相談・医療相談・教育相談）、訓練（言語・動作・行動）、療育を行っています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市幼児教育研究所	〒830-0042	荘島町 11-1	☎0942-35-3812	FAX0942-35-3886

### 久留米児童相談所

18歳未満の児童に関するあらゆる相談を本人・家族・学校の先生・地域の方など、どなたからでもお受けし、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う機関です。  
そのため必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行います。  
また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。

問合せ先・手続窓口				
久留米児童相談所	〒830-0047	津福本町字金丸 281	☎0942-32-4458	FAX0942-32-4459

## 久留米市保健所 保健予防課・健康推進課

疾病の早期発見や予防のため、各種健（検）診及び健康教育、健康相談、家庭訪問を行っています。また、精神障害者に関する相談や家庭訪問の実施、一般市民、家族、ボランティアなどを対象とした研修会やこころの健康づくり講演会の開催など精神保健に関する知識の普及啓発等を行っています。

問合せ先・手続窓口			
久留米市保健所	〒830-0022	城南町 15-5 久留米商工会館 4 階	
(精神障害者への支援)	保健予防課・精神保健チーム	☎0942-30-9728	FAX0942-30-9833
(難病医療費助成制度・小児慢性特定疾病医療費助成制度)	健康推進課・難病・在宅医療チーム	☎0942-30-9729	
(発達相談・障害児育成医療)	こども子育てサポートセンター (久留米市役所家庭子ども相談課内)	☎0942-30-9302	FAX0942-30-9718

## 久留米市障害者虐待防止センター（障害者虐待ホットライン）

障害のある方たちと家族（養護者）の方たちを虐待から守り、虐待を防ぎ、支援するための相談窓口です。虐待の通報や届出を受けて、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行います。

(1) 虐待の行為は、大きく 5 種類に分けられます。	
身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴行を加えることや、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。 平手打ちにする、殴る、蹴る、つねる、縛り付ける、閉じ込める、不要な薬を飲ませる、などの行為をすること。
性的虐待	無理やり（または同意していると見せかけて）わいせつなことをしたり、させたりすること。 裸にする、キスをする、性器への接触、性交、わいせつな話をしたり映像を見せたりする、などの行為を強制したりすること。
心理的虐待	侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的苦痛を与えること。 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子どもあつかいにする、わざと無視する、などの行為をすること。
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。 十分な食事を与えない、不潔な住環境での生活を強いる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない、などの行為をすること。
経済的虐待	本人の同意なく、財産や年金、賃金などを使ったり、理由なく金銭を与えなかったりすること。 年金や賃金を与えない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない、などの行為をすること。
(2) 虐待は、虐待を行う人により、3種類に分けられます。	
養護者 によるもの	生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待のことです。
福祉施設従事者等 によるもの	障害福祉サービスの事業所やその他の福祉施設で働いている職員による虐待のことです。
使用者 によるもの	障害者を従業員として雇用している事業主などによる虐待のことです。

通報は障害者虐待ホットラインへ

☎ 080-2772-7755 (24 時間受付)	FAX 0942-30-9752
E-mail h-rights.fukushi@docomo.ne.jp	

## 障害者差別に関する相談

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されました。

この法律により行政機関や事業者による障害を理由とする差別が禁止されます。障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、適切な機関への繋ぎを行う等、解決のための支援を行います。

なお、対象者は、差別を受けた障害のある人本人、そのご家族及びその他関係者です。

問合せ先・手続窓口			
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035 FAX0942-30-9752

## 久留米市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域で起こるさまざまな福祉問題を地域の皆さんと一緒に考え、関係機関の参加・協力のもと、地域福祉の推進を行う民間団体です。地域福祉を推進する中核的な団体で、地域の方や関係機関の参加・協力のもと地域で起こる様々な福祉問題の解決に向けて活動しています。

“「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ”を基本理念に、一人ひとりが尊重され、生きている幸せを実感できる福祉のまちの実現を目指しています。

また、認知症、知的障害者、精神障害者を対象に福祉サービスの利用・日常のお金の出し入れのサポートや生活福祉資金の貸付・必要な相談支援などを行っています。

問合せ先・手続窓口			
久留米市社会福祉協議会	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035 FAX0942-34-3090

## 校区社会福祉協議会

校区社会福祉協議会（以下、総称して「校区社協」）は、地域住民が自分自身の暮らす地域を安全で、安心して暮らすことのできる、住みやすい地域社会づくりに取り組むことを目的とした任意の団体です。校区社協は、組織単独ではなく、地域住民や他の団体（民生委員児童委員協議会、校区コミュニティ組織、老人クラブや女性の会など）とで構成され、参画した団体等と連携しながら、地域福祉活動の推進に取り組んでいます。

問合せ先・手続窓口			
久留米市社会福祉協議会 地域福祉課	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035 FAX0942-34-3090

## 認知症介護電話相談

認知症の症状がある人の家族を対象に、介護経験者が電話でお話を伺い、日常生活での対応、在宅介護の悩みなどの相談に応じます。

毎週火曜日 13:30～16:30（年末年始、祝日を除く）

問合せ先・手続窓口			
久留米市役所 長寿支援課 介護予防チーム	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9207 FAX0942-36-6845

## 地域包括支援センター

保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士などが中心となって、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。

介護に関する相談や心配ごと・悩み以外に、健康や福祉、医療や生活に関することなど、また、高齢者だけでなく、その家族、近隣に暮らす人の高齢者に関する相談も受け、適切な機関につなぎ、支援しています。

問合せ先・手続窓口				
久留米市中央 地域包括支援センター	東町 32-2 一番街プラザ 2 階 (一番街商店街)	日吉、篠山、南薫、荘島 長門石	☎0942-46-8711	FAX0942-34-7217
久留米市中央第 2 地域包括支援センター	原古賀町 30-1 IKEDA ビル 1 階	京町、鳥飼、金丸	☎0942-27-6860	FAX0942-27-6654
久留米市中央第 3 地域包括支援センター	諏訪野町 1903-6 えーるピア久留米敷地内	西国分、東国分	☎0942-27-6886	FAX0942-27-6874
久留米東 地域包括支援センター	山本町豊田 1499-21 東部地域高齢者 ケアステーション 1 階	山川、山本、草野、 善導寺、大橋	☎0942-41-5522	FAX0942-47-2777
久留米東第 2 地域包括支援センター	田主丸町田主丸 459-11 田主丸総合支所 1 階	船越、水分、柴刈、川会、 竹野、水縄、田主丸	☎0943-72-8055	FAX0943-72-0833
久留米西 地域包括支援センター	三潯町玉満 2779-1 三潯総合支所 2 階	城島、下田、青木、江上 浮島、犬塚、西牟田、三潯	☎0942-51-6100	FAX0942-64-2082
久留米西第 2 地域包括支援センター	大善寺南 2 丁目 10 番 8 号 市営大善寺団地第 8 棟 1 階	荒木、安武、大善寺	☎0942-27-8569	FAX0942-27-5958
久留米南 地域包括支援センター	上津 1-13-22 南部保健センター	上津、青峰、高良内	☎0942-51-2332	FAX0942-21-2103
久留米南第 2 地域包括支援センター	南 1-8-1 教育センター 1 階	南、津福	☎0942-36-5311	FAX0942-36-5312
久留米北 地域包括支援センター	北野町中 3253 コスモすまいる北野 (北野複合施設)	北野、弓削、大城、金島、 小森野、宮ノ陣、	☎0942-23-1055	FAX0942-78-7255
久留米北第 2 地域包括支援センター	東合川五丁目 9 番 10 号 久留米地域職業 訓練センター 1 階	御井、合川	☎0942-65-5156	FAX0942-65-5305

## 民生委員・児童委員

高齢者や、障害のある方などの相談に応じ、関係機関につなぐなどのアドバイスをします。児童委員は、民生委員が兼ねており、子どものことで悩んでいる人へのアドバイスをしています。

プライバシーは厳守しますので、お気軽に相談ください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 地域福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9173	FAX0942-30-9752

## 成年後見センター

認知症や知的・精神障害などで、判断能力が不十分な状態になると、預貯金の管理や介護サービスの契約などを自分だけで行うことが難しくなったりします。判断能力が不十分な状態になった人の生活や権利を守り、安心して暮らせるように支援する仕組みの 1 つが「成年後見制度」です。法律に基づいた手続きで後見人などを定め、本人の代わりに財産の管理や契約などを行います。

プライバシーは厳守しますので、お気軽に相談ください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市成年後見センター	〒830-8520	長門石 1-1-34	☎0942-30-2732	FAX0942-34-3090

## ろうあ者相談員

耳と言葉の不自由な方の、手話による相談に応えるため、手話ができる、ろうあ者相談員がいます。障害者福祉課にお問い合わせください。事前にファックス（0942-30-9709）又は電話（0942-30-9035）で予約してください。

## 身体障害者相談員

市長から委嘱を受けた相談員が、同じ障害のある立場から、身体に障害のある方々の相談に応じるとともに、関係機関との連絡も行っています。個人のプライバシーなどについては固く守るように義務付けられていますので、ひとりで悩むことなく、気軽にご相談ください。名簿は90ページに掲載しています。

## 知的障害者相談員

市長から委嘱を受けた相談員が、知的障害のある方々のいろいろな問題の相談に応じるとともに、関係機関への連絡なども行っています。個人のプライバシーなどについては固く守るように義務付けられていますので、ひとりで悩むことなく、気軽にご相談ください。名簿は90ページに掲載しています。

## バリアフリーアドバイザー派遣制度

【 内 容 】 高齢者または障害者の方の安全な住まいづくりのために、専門家（建築士・作業療法士または理学療法士）を派遣し、住宅改造が必要な箇所や施工方法等について適切なアドバイスを行います。  
なお、電話相談、窓口での相談は火曜日から金曜日の10時～17時まで随時受け付けています。

【 対 象 者 】 介護保険制度や福岡住みよか事業などを利用して、バリアフリー改修工事を検討されている方。  
但し、65歳以上の高齢者や障害者の方で、将来のために住まいをチェックされたい方は、事業対象外につきましても対応しています。  
住みよか事業を含めた住宅改造資金助成を検討されている場合は、48ページ《住宅：久留米市重度障害者住宅改造補助事業》をご覧ください。

【 利 用 料 】 無料

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・申込窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 介護保険課			☎0942-30-9036	FAX0942-36-6845

実施機関		
(財)福岡県建築住宅センター 住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局（生涯あんしん住宅内） 〒816-0804 春日市原町3丁目1番7号クローバープラザ内	☎092-582-8061	FAX092-582-8162

## こころの健康相談

【対象者】 精神的な不安、心の悩み、依存の問題、思春期の問題、認知症、職場での悩み、大切な人を自死で亡くし、つらい思いや悲しみを抱えている本人又はその家族等

【相談の方法】

【受付日時】

電話相談、窓口相談

保健師・精神保健福祉士が、精神保健に関する相談を受け、助言及び情報提供等を行っています。

日時：月～金曜日（年末年始、祝祭日除く）8:30～17:15

精神科医による相談（要予約）

精神科医が、精神保健に関する相談を受け、助言・指導及び情報提供を行っています。

日時：毎週木曜日（年末年始、祝祭日除く）13:30～15:00（一人30分）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市保健所 保健予防課	〒830-0022	城南町 15-5 久留米商工会館 4 階	☎0942-30-9728	FAX0942-30-9833

## 避難行動要支援者名簿

【内容】 地震や風水害などの災害時に、避難に支援を必要とする方にあらかじめ名簿登録をしていただき、市、広域消防本部、各校区コミュニティ組織、自治会、民生委員、消防団、市社会福祉協議会、校区社会福祉協議会、警察などが情報を共有することによって、日頃の声かけや災害時の安否確認、避難情報の伝達などの支援につなげるものです

【対象者】 在宅で、自力または家族の協力による避難が困難な方のうち、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する方。

(1) 介護保険の要介護認定で、要介護 3、4、5 の認定を受けている方。

(2) 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持している方。

(3) 療育手帳の A を所持している方。

(4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方。

(5) 平成 31 年 1 月末日時点での名簿登録者。

(6) 要配慮者のうち、避難支援等関係者への事前の情報提供に同意する方。

【登録の方法】 久留米市役所 地域福祉課（電話 0942-30-9173）へご連絡ください。いつでも登録できます。

【注意】 作成した名簿は、非常時に備えて、各校区の避難支援等関係者に提供し、共有します。このため、登録者には、個人情報の提供に同意していただく必要があります。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 地域福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9173	FAX0942-30-9752